

政策展開の基本方向『Ⅲ 住みよいいばらきづくり』（素案）

資料2-4

| 政策 | 施策 | 主な取組 | | | | | | |
|--|----------------------------|------|----|-----|----|------------|--|----------------|
| | | No. | 新規 | 拡充等 | 継続 | 取組内容 | 担当部局 | |
| 1 少子高齢化に対応した医療・保健・福祉が充実した社会づくり [政策の目指す将来像] ○ ○ ○ ○ ○ ○ | (1) 安心して結婚・子育てができる社会づくり | ① | | | ○ | 意識啓発 | 若い世代を中心に、結婚や子育てに夢を抱けるよう、結婚や子育ての素晴らしさや喜びを伝えます。 | 保健福祉部 |
| | | ② | | | ○ | 結婚支援 | いばらき出会いサポートセンターを中心として、マリッジサポーターや市町村・関係団体と連携しながら、多様な男女の出会いの場づくりを進めます。 | 保健福祉部 |
| | | ③ | | | ○ | 周産期医療 | 身近な地域で安心して出産できるよう、周産期医療における医療機関間の役割分担や連携強化を進めます。 | 保健福祉部 病院局 |
| | | ④ | | ○ | | 小児救急医療 | 各医療機関の役割分担や医療体制の整備・充実に取り組み、24時間体制による小児の救急医療体制づくりを進めます。 | 保健福祉部 病院局 |
| | | ⑤ | | | ○ | 出産・不妊治療 | 安心して妊娠・出産・子育てができる環境の整備を図るため、不妊に悩む人への支援や妊婦健康診査の推進、周産期医療体制の充実等を図ります。 | 保健福祉部 病院局 |
| | | ⑥ | | | ○ | 小児医療費 | 医療費助成制度等による経済的負担の軽減を図ります。 | 保健福祉部 |
| | | ⑦ | | ○ | | 育児相談 | 親子の交流や育児相談等を行う子育て支援拠点づくりやファミリーサポートセンターの取組促進など地域での子育て支援を進めます。 | 保健福祉部 |
| | | ⑧ | | | ○ | 居場所づくり | 放課後等の子どもたちの安全で安心な居場所づくりを進めるなど、子どもが健やかに育つ環境づくりを進めます。 | 保健福祉部 |
| | | ⑨ | | ○ | | 待機児童 | 地域のニーズに応じて、認定こども園、保育所や地域型保育事業(小規模保育、事業所内保育、家庭的保育、居宅訪問型保育)の整備等を推進します。 | 保健福祉部 |
| | | ⑩ | | ○ | | 保育 | 延長保育、一時預かり、病児保育、子育て短期支援などの様々な保育サービスの充実に努めます。 | 保健福祉部 総務部 |
| | | ⑪ | | | ○ | 幼児教育 | 小学校就学前の成育環境の整備を進めるため、保育と幼児教育を総合的に提供する幼保一体化を進めます。 | 保健福祉部 |
| | | ⑫ | | ○ | | 貧困 | ひとり親家庭等への就業や生活支援等、生活困窮者への支援の充実を図り、貧困の連鎖の防止を図ります。 | 保健福祉部 |
| | | ⑬ | | | ○ | 虐待 | 育児不安を抱える親への支援や相談窓口の周知など、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応を図ります。 | 保健福祉部 |
| | | ⑭ | | | ○ | 養護 | 家庭での養育が困難な子どもに対し、地域社会で支える社会的養護体制の充実を図ります。 | 保健福祉部 |
| | | ⑮ | | ○ | | 住環境 | 住宅に困窮する子育て世帯等への公営住宅の提供など、安心して子育てができる住環境の整備を推進します。 | 土木部 |
| | | ⑯ | | | ○ | ワークライフバランス | 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向け、県民理解の促進や環境づくりに努めます。 | 保健福祉部 商工労働部 |
| | | ⑰ | | ○ | | 職場環境 | 企業意識の改善(イクボスの育成等)、育児休業を取得しやすい環境づくりを促進します。 | 保健福祉部 商工労働部 |
| | | ⑱ | | | ○ | 職場環境 | 子育て中の女性の再就職などを支援するための職業訓練や相談体制の充実、セミナーの開催など、支援体制を充実します。 | 保健福祉部 商工労働部 |
| | | ⑲ | ○ | | | 職場環境 | 結婚・出産を機に退職した女性が職場復帰しやすい環境づくりを進めます。 | 保健福祉部 商工労働部 |
| | | ⑳ | ○ | | | 育児参加 | 男性の育児参加など、男女がともに働きながら子育てできる環境づくりを進めます。 | 保健福祉部 |

| 政 策 | 施 策 | 主な取組 | | | | | | |
|--|--------------------------|------|--------|-------------|--------|---------|--|-----------------------|
| | | No. | 新 規 | 拡 充 等 | 継 続 | 取 組 内 容 | 担 当 部 局 庁 | |
| (前ページの続き) 1 少子高齢化に対応した医療・保健・福祉が充実した社会づくり | (2) 高齢者が安心して暮らせる社会づくり | ① | | ○ | | 介護予防 | 高齢者ができる限り要介護状態に陥らないよう、シルバーリハビリ体操の普及などによる介護予防対策を推進します。 | 保健福祉部 |
| | | ② | | | ○ | 事業者指導 | 介護保険制度が円滑に運用できるよう市町村支援や介護サービス事業者に対する指導などを充実します。 | 保健福祉部 |
| | | ③ | | | ○ | 施設整備 | 高齢者が施設に入所した場合でも、できる限り在宅に近い環境で介護を受け、尊厳を保ちながら安心して暮らすことができるよう、特別養護老人ホームなどの施設整備を推進します。 | 保健福祉部 |
| | | ④ | | ○ | | 認知症 | 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進や、認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護の提供等により、認知症高齢者やその家族を支える環境づくりを推進します。 | 保健福祉部 |
| | | ⑤ | | ○ | | 虐待 | 高齢者の虐待防止に向けた相談体制を強化するとともに、民生委員や地域住民による早期発見・未然防止対策を推進します。 | 保健福祉部 |
| | | ⑥ | | | ○ | 自立支援 | 判断能力が不十分な認知症高齢者などに対し、日常生活の自立を支援します。 | 保健福祉部 |
| | | ⑦ | | ○ | | 買物弱者 | 宅配や移動販売など、商店街や民間業者等による高齢者の生活を支える取組みを支援するシステムの構築に対し支援します。 | 商工労働部 |
| | | ⑧ | | | ○ | 公共交通 | 高齢者が安心して外出できるよう、公共交通の維持を図るとともに、市町村と連携しながら、地域のニーズに応じたコミュニティバスやデマンド型乗合タクシーなどの移動手段の確保を図ります。 | 企画部 |
| | | ⑨ | ○ | | | 多世代近住 | 親世代・子世代が互いに支え合う、多世代近住(茨城スタイル)を推進します。 | 全部局 |
| | (3) 障害者への生活支援の充実 | ① | | | ○ | 福祉サービス | 身近な地域で必要なサービスを受けることができるよう、障害福祉サービス提供体制の充実を図ります。 | 保健福祉部 |
| | | ② | | ○ | | 小児リハビリ | 小児リハビリテーションの拠点となる医療機関を指定し、県立医療大学付属病院を中心とした関係機関の連携協力体制づくりを推進します。 | 保健福祉部 |
| | | ③ | | | ○ | 社会参加 | 障害者の就業を支援するため、職業訓練の充実や障害者就業・生活支援センター等の充実に努めます。 | 保健福祉部 商工労働部 |
| | | ④ | | | ○ | 意識啓発 | 障害のある人もない人も同じように生活し、活動できる社会を目指すノーマライゼーションの理念を浸透させるため、県民への啓発・広報に努めます。 | 保健福祉部 |
| | | ⑤ | | ○ | | 地域生活 | グループホーム等の居住の場を整備するなど、障害者の地域生活への移行を支援します。 | 保健福祉部 |
| | | ⑥ | ○ | | | 権利擁護 | 障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが個人の尊厳及び権利が尊重される社会の実現を目指します。 | 保健福祉部 |
| | (4) 安心できる医療体制の充実 | ① | | ○ | | 医療人材 | 地域医療支援センターにおける若手医師のキャリア形成支援や医学部への地域枠の設置、修学資金の貸付等を行うことにより、「若手医師教育立県いばらき」としてのイメージ向上を図り、医師の養成・確保と県内定着を図ります。 | 保健福祉部 病院局 |
| | | ② | | ○ | | 医療体制 | 団塊の世代が75歳以上となる平成37年度を見据えて、限られた医療資源を有効に活用し、地域の医療機能の分化・連携を適切に推進するために地域医療構想を策定し、地域にふさわしい医療体制を構築します。 | 保健福祉部 病院局 |
| | | ③ | | ○ | | がん対策 | 身近なところで質の高いがん医療を提供できる体制の整備を進めるとともに、がん予防・早期発見や患者・家族への支援の充実を図るなど、総合的ながん対策を推進します。 | 保健福祉部 病院局 |
| | | ④ | | ○ | | 救急医療 | 医療機関の連携強化や役割分担等により、救急医療体制を充実させます。 | 保健福祉部 生活環境部 病院局 |
| | | ⑤ | | ○ | | 救急医療 | ドクターヘリの活用や救急医療情報システムの充実等により、救命率の向上や救急搬送・受入の強化を図ります。 | 保健福祉部 生活環境部 病院局 |
| | | ⑥ | | ○ | | 救急医療 | 救急隊到着前に、傷病者に応急手当が実施されるよう、AEDや応急手当の普及に努めます。 | 保健福祉部 生活環境部 病院局 |
| | | ⑦ | | ○ | | 災害医療 | 災害医療コーディネーターを核として災害拠点病院の機能強化や災害派遣医療チーム(DMAT)の養成等に取り組み、災害時における医療救護体制の充実を図ります。 | 保健福祉部 |
| | | ⑧ | | | ○ | 災害対応 | 医療施設の耐震化を推進し、災害に強い医療体制を整備します。 | 保健福祉部 |

| 政 策 | 施 策 | 主な取組 | | | | | | |
|--|--|------|--------|-------------|--------|--|--|--------------|
| | | No. | 新 規 | 拡 充 等 | 継 続 | 取 組 内 容 | 担 当 部局庁 | |
| (前ページの続き) 1 少子高齢化に対応した医療・保健・福祉が充実した社会づくり | (前ページの続き) (4) 安心できる医療体制の充実 | ⑨ | | | ○ | へき地医療 | へき地医療拠点病院からの医師の派遣や、へき地診療所の体制整備、運営支援などにより、無医地区等におけるへき地医療対策を推進します。 | 保健福祉部 病院局 |
| | | ⑩ | | ○ | | 医療安全 | 医療事故防止対策及び院内感染対策の取組を促進し、医療の安全の確保を図ります。 | 保健福祉部 |
| | | ⑪ | | ○ | | 医療安全 | 医療安全相談センターの充実を図り、医療ADR機関と連携しながら、患者・家族と医療機関との信頼関係の構築に努めます。 | 保健福祉部 |
| | | ⑫ | | ○ | | 医療制度 | 国民健康保険や高齢者医療制度の安定的な運営を図るため市町村、県後期高齢者医療広域連合への財政的支援を行います。 | 保健福祉部 |
| | | ⑬ | | ○ | | 医薬品 | 医薬品等の有効性、安全性の確保を図るとともに、薬局機能の充実や後発医薬品の使用促進に努めます。 | 保健福祉部 |
| | | ⑭ | | ○ | | 移植 | 献血者及び骨髄ドナー登録者の確保に努めるとともに、臓器移植医療の普及啓発を図ります。 | 保健福祉部 |
| | | ⑮ | ○ | | | 医療人材 | 子育て中の医師、看護職員等が就業継続や再就業できる環境を整備し、医療従事者の確保に努めます。 | 保健福祉部 |
| | | ⑯ | ○ | | | 医療人材 | 看護師等養成所の運営や施設整備に対する助成等を通じて、看護職員等医療従事者の養成・確保と県内定着を図ります。 | 保健福祉部 |
| | ⑰ | ○ | | | 医療体制 | インターチェンジ等から主要な医療施設へのアクセスを向上させ、充実した医療体制づくりに資する道路整備を推進します。 | 土木部 | |
| | (5) 安心な暮らしを支える医療・保健・福祉サービスの提供 | ① | | ○ | | 地域包括ケア | 医療・介護が連携し、支援を必要とする要援護者(高齢者、障害者、難病患者等)に対し、サービスを提供する地域ケアシステムの充実を図るとともに、適切で質の高い医療・介護サービス等が切れ目なく提供される「茨城型地域包括ケアシステム」の構築を推進します。 | 保健福祉部 |
| | | ② | | ○ | | 感染症 | 県民に対する正確で迅速な情報提供や医療体制・監視体制の強化など、新型インフルエンザ等感染症の発生に対する備えと対応策の充実を図ります。 | 保健福祉部 |
| | | ③ | | ○ | | 感染症 | エイズや性感染症、肝炎等に関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、相談や検査・診療体制の充実を図ります。 | 保健福祉部 |
| | | ④ | | ○ | | 難病 | 原因が不明で治療法の確立していない指定難病や小児慢性特定疾病の患者への医療費の助成や相談・サービス体制の充実を図ります。 | 保健福祉部 |
| | | ⑤ | | | ○ | 民生・児童委員 | 地域福祉推進の担い手として地域住民への相談、援助を行う民生委員や児童委員の活動を支援します。 | 保健福祉部 |
| | | ⑥ | | ○ | | セーフティネット | 生活困窮者自立支援制度や生活保護制度、生活福祉資金貸付制度などを一体的に運用することで、セーフティネットの強化を図り、生活困窮者対策の充実を図ります。 | 保健福祉部 |
| | | ⑦ | | ○ | | マル福 | 医療福祉制度(マル福制度)の安定的な運営を図ります。 | 保健福祉部 |
| | | ⑧ | | ○ | | 人材育成 | 福祉サービスや相談支援の質の向上を図るため各種研修を行い、福祉を支える人材の養成・確保に努めます。 | 保健福祉部 |
| | | ⑨ | | ○ | | 人材育成 | 福祉サービスを支える人材の確保と定着を図るため、福祉人材センターの機能の充実を図ります。 | 保健福祉部 |
| | | ⑩ | | | ○ | 情報公開 | 福祉サービスの質の評価を行う第三者評価制度の推進に努めます。 | 保健福祉部 |
| | | ⑪ | | | ○ | 苦情対応 | 福祉サービス利用者の苦情解決等に取り組む運営適正化委員会の活動を支援します。 | 保健福祉部 |
| ⑫ | | | ○ | | バリアフリー | バリアフリー化など高齢者や障害者等に配慮した住環境の整備を推進します。 | 土木部 保健福祉部 | |
| ⑬ | | | ○ | | 災害対応 | 高齢者や障害者など災害時避難行動要支援者への避難支援と安全・救護体制の充実を図ります。 | 保健福祉部 生活環境部 | |
| ⑭ | | | | ○ | 災害対応 | 社会福祉施設の耐震化などの安全対策を進めます。 | 保健福祉部 生活環境部 | |
| ⑮ | | | | ○ | 援護 | 戦傷病者や戦没者遺族に対する支援を行うとともに、中国からの帰国者の地域社会への定着を促進します。 | 保健福祉部 | |

| 政策 | 施策 | 主な取組 | | | | | | |
|---|------------------------|------|----|-----|----|-------------|---|----------------------|
| | | No. | 新規 | 拡充等 | 継続 | 取組内容 | 担当部局 | |
| (前ページの続き) 1 少子高齢化に対応した医療・保健・福祉が充実した社会づくり | (6) 生涯にわたる健康づくり | ① | | ○ | | 健康寿命 | ヘルスロード等を活用した運動習慣の普及や食習慣の改善など、生涯にわたる健康管理や健康増進への取組により生活習慣病を予防し、健康寿命の延伸を支援します。 | 保健福祉部 |
| | | ② | | ○ | | たばこ対策 | 喫煙による健康被害を防ぐため、禁煙を行う人への支援を行うとともに、施設の禁煙化の促進等による受動喫煙防止等を図ります。 | 保健福祉部 |
| | | ③ | | ○ | | 食生活改善 | 健やかな心身を育むため、ライフステージに応じた食育を推進するなど、食による健康づくりの環境整備を図ります。 | 保健福祉部 教育庁 |
| | | ④ | | | ○ | 歯科保健 | 8020・6424を目標に歯と口腔の健康づくりの大切さを普及啓発するとともに、幼児期から高齢期まで、生涯を通じた歯科保健体制の充実を図ります。 | 保健福祉部 |
| | | ⑤ | | | ○ | 心の健康 | 保健・福祉・医療・労働・教育等の各関係機関との連携を図り、相談支援体制の強化や普及啓発など総合的な自殺予防や心の健康づくりを進めます。 | 保健福祉部 病院局 |
| | | ⑥ | | ○ | | 薬物乱用防止 | 関係機関との連携を図りながら、啓発や監視指導を強化し、薬物乱用を許さない社会環境づくりを推進します。 | 保健福祉部 病院局 警察本部 |
| 2 人にやさしい快適な生活環境づくり 〔政策の目指す将来像〕 ○ ○ ○ | (1) 効率的で利便性の高いまちづくり | ① | | ○ | | コンパクトシティ | 地域の特性に応じて、道の駅や空き家・廃校等も活用しながら福祉・医療・商業などの生活に必要な都市機能の集約と連携(コンパクト+ネットワーク)を図ります。 | 企画部 保健福祉部 土木部 |
| | | ② | | | ○ | 公共交通 | 公共交通を軸とした暮らしやすい集約型土地利用を目指したまちづくりを推進します。 | 企画部 土木部 |
| | | ③ | | ○ | | まちづくり | 中心市街地の活性化に向けた市町村や商工団体、民間事業者の取組を促進するとともに、無電柱化など魅力ある都市基盤の整備を推進します。 | 企画部 商工労働部 土木部 |
| | | ④ | | ○ | | まちづくり | 高齢者や障害者が自立した生活が送れるよう、ユニバーサルデザインによる人にやさしい生活空間づくりを推進します。 | 保健福祉部 土木部 |
| | | ⑤ | | | ○ | 景観 | 地域住民や市町村等と協働して、歴史や文化、自然環境等の地域特性に応じた良好な景観の形成を促進します。 | 土木部 |
| | | ⑥ | | ○ | | 緑化 | 都市公園の整備と都市における緑地の保全及び緑化に対する県民意識の啓発等により良好な都市環境の形成を図ります。 | 土木部 |
| | | ⑦ | | ○ | | 住宅 | 誰もが安心して住居を確保できるよう、住宅・住環境の整備を進めるとともに、安全で快適な質の高い住まいの供給を促進します。 | 土木部 |
| | | ⑧ | | | ○ | 交通(バス) | 地域に必要な、複数市町村にまたがるような広域的、幹線的なバス路線の維持・確保・活性化に努めます。 | 企画部 |
| | | ⑨ | | ○ | | 交通(鉄道) | 鉄道の安全性の向上に資する、踏切や自動停止装置など施設整備を促進します。 | 企画部 |
| | | ⑩ | | ○ | | 交通(鉄道) | 交通事業者や沿線市町村、地域住民等と連携して、地域鉄道やバス路線など公共交通の活性化を図ります。 | 企画部 |
| | | ⑪ | | ○ | | 交通(道路) | 歩道などのバリアフリー化を進めるとともに、ノンステップバスの普及を促進すること等により、高齢者や障害者が利用しやすい公共交通や交通環境を整備します。 | 企画部 土木部 |
| | | ⑫ | | | ○ | 交通(バス・タクシー) | 日常生活に必要な移動手段確保のため、市町村等が運行するコミュニティバスやデマンド型乗合タクシーなどに加えて、地域が主体となった移送サービスなど、多様な生活交通の導入を促進します。 | 企画部 |
| | | ⑬ | | ○ | | 交通(道路) | 都市内の交通円滑化を図る道路整備や交通危険箇所の重点的な整備など、自動車・歩行者・自転車が安全で円滑に通行できる道路交通環境を整備するとともに、適切な道路の維持管理に努めます。 | 土木部 警察本部 |
| | | ⑭ | | ○ | | 交通 | 自家用車と公共交通を賢く使い分けしながら、公共交通への利用転換を促進します。 | 企画部 生活環境部 |
| | | ⑮ | | | ○ | 駅整備 | 駅の橋上化や駅前広場の整備など、まちづくりの核となる交通結節点の整備を推進します。 | 土木部 企画部 |
| | | ⑯ | | ○ | | 駅整備 | パークアンドライド用駐車場、駐輪場の整備を促進します。 | 土木部 企画部 |

| 政 策 | 施 策 | 主な取組 | | | | | |
|------------------------------------|-----------------------|------|--------|-------------|--------|---|--------------------------------------|
| | | No. | 新 規 | 拡 充 等 | 継 続 | 取 組 内 容 | 担 当 部局庁 |
| (前ページの続き) 2 人にやさしい快適な生活環境づくり | (2) ともに助け合う地域社会づくり | ① | | | ○ | コミュニティ活性化 地域活動団体間のネットワークの強化などにより地域コミュニティの活性化を図ります。 | 生活環境部 商工労働部 保健福祉部 |
| | | ② | | ○ | | 災害対応 災害時に地域住民や自主防災組織が相互に助け合い、情報の共有化や避難・誘導を円滑に行えるよう、コミュニティ強化に向けた取組を支援します。 | 生活環境部 商工労働部 保健福祉部 |
| | | ③ | | | ○ | ボランティア 社会福祉協議会のボランティアセンターなどと連携を図りながら、ボランティア活動を促進します。 | 生活環境部 保健福祉部 |
| | | ④ | | ○ | | 見守り 社会から孤立する者がいないよう、見守りなど地域における支え合いの活動を支援します。 | 生活環境部 保健福祉部 |
| | | ⑤ | | ○ | | 県民参加・住民交流 大好きいばらき県民運動の普及等により、NPOや地縁型団体などの地域社会活動への県民の参加意識の醸成と、住民間の交流を促進します。 | 生活環境部 知事直轄 |
| | | ⑥ | | ○ | | NPO NPO法人の運営力や資質向上に向けた取組を支援します。 | 生活環境部 保健福祉部 農林水産部 教育庁 |
| | | ⑦ | | | ○ | NPO NPOと行政等との連携・協働に向けた環境を整備し、ボランティア活動に参加しやすい環境づくりを推進します。 | 生活環境部 保健福祉部 農林水産部 教育庁 |
| | | ⑧ | | ○ | | 共助社会 「支え合いと活気のある社会」をつくるため、NPO、企業、行政等多様な主体の連携・協働による地域づくりを促進します。 | 全部局 |
| | | ⑨ | | ○ | | 多文化共生 外国人相談体制の充実や、多文化共生サポーターバンクの活用促進などを通じ、外国人も地域のひとりとして安心していきいきと生活できるよう支援体制の整備に努めます。 | 知事直轄 企画部 |
| | | ⑩ | | ○ | | 多文化共生 外国語による情報提供や道路標識への外国語併記、外国人子弟の教育環境の充実など外国人にも暮らしやすい環境整備を推進します。 | 知事直轄 保健福祉部 商工労働部 土木部 教育庁 |
| | | ⑪ | | ○ | | 多文化共生 文化や価値観の多様性を理解し、互いに尊重できる人材の育成を進めます。 | 知事直轄 |
| | (3) 快適な生活衛生環境の確保 | ① | | | ○ | 霞ヶ浦導水 霞ヶ浦導水事業など水資源開発事業による水の安定確保を図ります。 | 企画部 |
| | | ② | | | ○ | 上水道 水道施設の整備と水道への加入促進を図るとともに、水質管理の強化と安定供給を図ります。 | 保健福祉部 企業局 |
| | | ③ | | ○ | | 下水・排水 市街地等においては、下水道施設の整備を推進・支援するとともに、速やかな接続を促進します。 | 土木部 |
| | | ④ | | ○ | | 下水・排水 農村地域においては、農業集落排水施設整備を推進するとともに、排水処理施設への速やかな接続を促進します。 | 農林水産部 |
| | | ⑤ | | ○ | | 下水・排水 下水道及び農業集落排水施設の未整備地域においては、合併処理浄化槽の設置と適正な維持管理(保守点検・清掃・法定検査)を促進します。 | 生活環境部 |
| | | ⑥ | | ○ | | 動物愛護 犬・猫等の殺処分の更なる減少に向け、動物愛護や飼育意識の啓発を図ります。 | 保健福祉部 |
| | | ⑦ | | | ○ | 感染症 ペット由来の感染症に関する衛生指導を徹底します。 | 保健福祉部 |
| | | ⑧ | | ○ | | 事業者指導 理・美容所、クリーニング所などに対し、計画的に監視指導を行うとともに、営業者に対し、衛生に関する意識を高めるための講習を行い、生活衛生の向上を図ります。 | 保健福祉部 |

| 政 策 | 施 策 | 主な取組 | | | | | | |
|---|------------------------------------|------|--------|-------------|--------|---------|---|--------------------------------|
| | | No. | 新 規 | 拡 充 等 | 継 続 | 取 組 内 容 | 担 当 部局庁 | |
| <p>3</p> <p>安全・安心な暮らしが確保された社会づくり</p> <p>〔政策の目指す将来像〕</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> | (1) 災害に備えた強靱な県土づくりと防災・危機管理体制の強化 | ① | | ○ | | 備え | 津波対策や土砂災害対策など、地域の実情に即した防災訓練を実施するとともに、防災備蓄資機材の整備に努めます。 | 生活環境部 保健福祉部 |
| | | ② | | | ○ | 被災者支援 | 生活救援物資の供給体制や配送拠点の整備、災害派遣医療チーム(DMAT)の充実や災害拠点病院の機能強化等による医療体制の整備など、被災者への支援体制の強化を図ります。 | 生活環境部 保健福祉部 |
| | | ③ | | ○ | | 情報伝達 | ITを活用した災害情報の迅速な収集・伝達と共有化を図ります。 | 生活環境部 |
| | | ④ | | ○ | | 情報伝達 | 防災情報ネットワークシステム等の機能強化など災害に強い情報通信体制を整備します。 | 生活環境部 |
| | | ⑤ | | | ○ | 情報伝達 | 異常気象(局地的大雨)等に備えた情報伝達手段の充実に努めます。 | 生活環境部 |
| | | ⑥ | | ○ | | 消防 | より高度で複雑な災害対応や救急サービス等への対応、大規模災害等への対応のため、市町村の消防の広域化を促進し、消防力の強化に努めます。 | 生活環境部 |
| | | ⑦ | | | ○ | 消防 | 消防団の活性化や自主防災組織の充実、学校の防災力の向上など地域防災力の強化を図ります。 | 生活環境部 教育庁 |
| | | ⑧ | | ○ | | 防災意識 | 東日本大震災の教訓を踏まえ、自助・共助意識の高揚を図るなど、県民の防災に対する意識の向上に努めます。 | 生活環境部 |
| | | ⑨ | | ○ | | 要支援者 | 高齢者や障害者など災害時避難行動要支援者への避難支援と安全・救護体制の充実に努めます。 | 保健福祉部 生活環境部 企画部 商工労働部 |
| | | ⑩ | | ○ | | 帰宅困難者 | 企業、交通事業者、市町村等と連携し、安否確認方法等の周知、備蓄の促進や一斉帰宅の抑制に係る普及啓発など必要な対策を行います。 | 生活環境部 企画部 商工労働部 |
| | | ⑪ | | | ○ | 警備体制 | 人命救助、被害拡大防止を最優先に、情報収集、救出救助、避難誘導、交通整理等災害発生時における警備体制を確立するとともに災害対策用資機材の整備を図ります。 | 警察本部 |
| | | ⑫ | | ○ | | ハザードマップ | 洪水や地震、津波、土砂災害など様々な災害に対応したハザードマップの作成支援との周知に努めます。 | 土木部 農林水産部 生活環境部 |
| | | ⑬ | | ○ | | 防災計画 | 市町村及び防災関係機関等と連携し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧を迅速かつ円滑に行うため、地域防災計画を必要に応じ改定します。 | 生活環境部 |
| | | ⑭ | | ○ | | 広域連携 | 広域的な大規模災害に備え、支援物資の確保や緊急消防援助隊など人的支援について、近接県、全国規模、それぞれに応じた都道府県間の相互応援体制の整備を進めます。 | 生活環境部 |
| | | ⑮ | | ○ | | 電源確保 | 災害発生時の防災活動拠点となる行政庁舎や避難施設などの公共施設、病院、ライフライン施設の機能維持に必要な電源を確保するため、バッテリー、自家発電設備などの整備に努めます。 | 生活環境部 保健福祉部 |
| | | ⑯ | | | ○ | 保安 | コンビナート及び高圧ガス等取扱所の保安意識の向上と災害の未然防止対策の促進に努めます。 | 商工労働部 生活環境部 |
| | | ⑰ | | | ○ | テロ・武力攻撃 | テロや武力攻撃事態等に備え、国・市町村・警察・自衛隊等の関係機関の連携を強化します。 | 生活環境部 警察本部 |
| | | ⑱ | | | ○ | テロ・武力攻撃 | 国民保護制度の普及・啓発に努めます。 | 生活環境部 |
| | | ⑲ | | ○ | | 土砂災害 | 土石流や地すべり、がけ崩れ等の土砂災害を防止するための施設整備や土砂災害警戒区域の指定等を推進します。 | 土木部 |
| | | ⑳ | | | ○ | 治山対策 | 山地災害の防止や水源かん養のため、治山施設の整備など治山対策を推進します。 | 農林水産部 |
| | | ㉑ | | ○ | | 海岸保全 | 津波や高潮、海岸侵食による災害防止のため、海岸保全施設や河川河口部の整備などの対策を推進します。 | 土木部 農林水産部 |
| | | ㉒ | | ○ | | 浸水対策 | 河川の洪水や市街地の浸水による被害を軽減するため、国や市町村、関係機関などと連携し、河川や下水道整備などによる対策を推進します。 | 土木部 |

| 政 策 | 施 策 | 主な取組 | | | | | | | |
|---------------------------|---|-------------------|--------|-------------|--------|--|--|--|-------|
| | | No. | 新 規 | 拡 充 等 | 継 続 | 取 組 内 容 | 担 当 部局庁 | | |
| 3 安全・安心な暮らしが確保された社会づくり | (前ページの続き) (1) 災害に備えた強靱な県土づくりと防災・危機管理体制の強化 | 23 | | ○ | | 農業施設 | 排水不良な水田等の改善や地盤沈下による機能低下を回復するとともに、農業水利施設の保全管理体制づくりを進め、災害に強い農業生産基盤の整備を進めます。 | 農林水産部 | |
| | | 24 | | ○ | | ライフライン | 住宅や避難施設、橋梁・道路(舗装)・港湾等の公共施設や公共建築物、上下水道施設などのライフラインの長寿命化や耐震化などによる社会基盤の計画的・効率的な維持管理と更新を図ります。 | 生活環境部 保健福祉部 土木部 企業局 農林水産部 教育庁 | |
| | | 25 | | ○ | | ライフライン | 災害時の避難、救急・防災活動、火災の延焼防止に資する道路の整備を推進します。 | 生活環境部 土木部 企業局 教育庁 | |
| | | 26 | | | ○ | 災害輸送 | 災害時の物資輸送や救急活動等を円滑にするため、高速道路のミッシングリンクの解消や、港湾・空港をはじめとする防災上重要な施設等へのアクセス強化など、緊急輸送道路のネットワーク強化に取り組めます。 | 土木部 | |
| | | 27 | | | ○ | 災害輸送 | 緊急輸送道路を補完する代替ルート確保に努めます。 | 土木部 | |
| | | 28 | | ○ | | 災害輸送 | 広域的な大規模災害に備え、首都圏物流の代替機能を確保できるよう、耐震強化岸壁など港湾機能強化を図ります。 | 土木部 | |
| | | 29 | | | ○ | 液状化 | 住宅や公共施設、上下水道施設等の液状化対策については、国や市町村、関係機関などと連携し、取組を進めます。 | 土木部 農林水産部 生活環境部 企業局 | |
| | | 30 | ○ | | | 強靱化 | 東日本大震災の教訓を踏まえ、平時から大規模自然災害などに備えるため、国土強靱化地域計画に基づき、事前防災・減災に資する国土強靱化施策を総合的かつ計画的に推進します。 | 生活環境部 土木部 | |
| | | 31 | ○ | | | 震災記録 | 東日本大震災に関する写真や映像、体験談等を風化させることなく保存・活用し、県民の防災に対する意識の向上に努めます。 | 生活環境部 | |
| | | 32 | ○ | | | 道の駅 | 災害時において防災拠点や一時避難所として活用される道の駅について、市町村と連携し整備を促進します。 | 土木部 | |
| | | 33 | ○ | | | 災害輸送 | 災害時の電柱倒壊や電線の垂れ下がりによる通行止め等を防止するため、無電柱化を推進します。 | 土木部 | |
| | | 34 | ○ | | | ライフライン | 下水道施設などのライフラインが被災した場合でも、機能を継続的に確保するため、業務継続計画(BCP)の策定を推進します。 | 土木部 | |
| | | (2) 原子力安全対策の徹底 | ① | | | ○ | 原子力施設 | 原子力安全協定に基づき、原子力事業者から事業活動や事故・故障等の報告を受けるとともに、原子力施設等の立入調査等を通じて安全確保を推進します。 | 生活環境部 |
| | | | ② | | | ○ | モニタリング | 県内全域において環境放射線の常時監視等を行うとともに、環境モニタリングを実施し、測定結果を県民に公表します。 | 生活環境部 |
| | ③ | | | | ○ | モニタリング | 緊急時には、環境放射線監視センターに隣接する原子力オフサイトセンター等と連携し、迅速な放射能の測定分析・影響予測等に努めます。 | 生活環境部 | |
| | ④ | | | | ○ | 防災研修 | 原子力総合防災訓練や防災関係者に対する研修を継続して行います。 | 生活環境部 | |
| | ⑤ | | | | ○ | 防災体制 | 緊急時連絡網や防災活動資機材等を適切に維持管理し、原子力防災体制の強化を図ります。 | 生活環境部 | |
| | ⑥ | | | | ○ | 防災計画 | 大規模複合災害に対して迅速かつ的確に対応するため、国の動向を踏まえて地域防災計画(原子力災害対策計画編)を改定します。 | 生活環境部 | |
| | ⑦ | | | ○ | | 普及・啓発 | 原子力や放射線等に関する基礎知識について、学校等へ専門家を派遣し講演会を開催するほか、冊子の発行などを通じて普及啓発に努めます。 | 生活環境部 教育庁 | |
| | ⑧ | | | | ○ | 放射性物質 | 国や市町村との役割分担のもと、放射性物質の除染や除去土壌等の適切な処理を進めます。 | 全部局 | |
| ⑨ | | | | ○ | 放射性物質 | 農林水産物や加工食品、水道水などの放射性物質検査体制を強化し、きめ細やかな検査を実施するとともに、それらの検査結果を迅速かつ分かりやすく公表し、食の安全・安心の確保を図ります。 | 保健福祉部 農林水産部 企業局 | | |

| 政策 | 施策 | 主な取組 | | | | | | | |
|---------------------------|------------------------------------|------|----|---------|---|----------------|--|---|---------------|
| | | No. | 新規 | 拡充等 | 継続 | 取組内容 | 担当部局 | | |
| 3 安全・安心な暮らしが確保された社会づくり | (前ページの続き) (2) 原子力安全対策の徹底 | ⑩ | | ○ | | 放射性物質 | 国と連携し、霞ヶ浦・涸沼等の水質等の放射性物質を把握するための定期的なモニタリングを行い、測定結果の県民への情報提供に努めます。 | 生活環境部 | |
| | | ⑪ | | | ○ | 普及・啓発 | 健康相談や県ホームページ等を活用した情報提供、説明会の開催などを通じ、放射線及び放射性物質の健康影響等に対する県民の不安解消に努めます。 | 保健福祉部 生活環境部 教育庁 | |
| | | ⑫ | | | ○ | テロ対策 | 原子力発電所等を狙ったテロの未然防止対策を関係機関と連携して推進するとともに、防災資機材等の整備に努めます。 | 警察本部 | |
| | | ⑬ | ○ | | | 広域連携 | 国や近接県とも連携しながら、原子力発電所事故に備えた防災対策の強化を図ります。 | 生活環境部 | |
| | | ⑭ | ○ | | | 放射性物質 | 国が行う指定廃棄物等の処理について、現在保管されている指定廃棄物等が処分されるまでの間も適切に保管されるよう、定期的な保管状況の確認、保管者に対する指導を行います。 | 生活環境部 | |
| | | ⑮ | ○ | | | 防災体制 | 原子力安全対策に資する避難路等の道路整備を推進します。 | 土木部 | |
| | (3) 犯罪に強い社会づくりと消費施策の充実 | | ① | | | ○ | 施設・設備 | 警察基盤の強化と治安情勢に対応した警察施設の計画的な整備に努めます。 | 警察本部 |
| | | | ② | | ○ | | 施設・設備 | 大規模災害等の非常事態においても、治安維持活動の拠点としての機能を維持するため、災害に強い警察施設の整備を推進します。 | 警察本部 |
| | | | ③ | | | ○ | 捜査体制 | 凶悪事件や組織犯罪等に対する捜査活動体制の強化を図ります。 | 警察本部 |
| | | | ④ | | | ○ | 科学技術 | 科学技術を活用した捜査活動を推進します。 | 警察本部 |
| | | | ⑤ | | | ○ | 相談体制 | ストーカー犯罪、ドメスティック・バイオレンス(DV)、児童・高齢者虐待、性犯罪等に対して、迅速かつ適切に対処するとともに、相談しやすい環境整備に努めます。 | 警察本部 |
| | | | ⑥ | | ○ | | 社会環境 | 青少年が健全に育つことができるよう社会環境の健全化に努めます。 | 知事直轄 警察本部 |
| | | | ⑦ | | | ○ | 普及・啓発 | 子どもや高齢者に対し、犯罪に遭わないようにするための安全教育を推進します。 | 生活環境部 警察本部 |
| | | | ⑧ | | | ○ | 防犯ボランティア | 防犯ボランティアなど地域住民等と協働した安全安心な地域づくりを推進します。 | 警察本部 生活環境部 |
| | | | ⑨ | | | ○ | 防犯施設 | 防犯を考慮した生活環境施設等の普及などにより犯罪の起こりにくい社会環境の整備を推進します。 | 警察本部 生活環境部 |
| | | | ⑩ | | | ○ | 暴力団根絶 | 県民、市町村及び事業者等と連携し、暴力団、銃器・薬物を社会から根絶する取組を推進します。 | 警察本部 |
| | | | ⑪ | | | ○ | 外国人・地域協働 | 地域住民等と協調し、外国人が多く集住する地域が犯罪組織、テロリスト等に悪用されることを防止するとともに、定住外国人への犯罪につながる問題の除去に努めます。 | 警察本部 |
| | | | ⑫ | | | ○ | サイバー犯罪 | 関係機関・事業者等と連携し、サイバー犯罪を抑止するための環境整備を進めるとともに、取締りを強化するための取組を推進し、サイバー空間の安全確保に努めます。 | 警察本部 知事直轄 |
| ⑬ | | | ○ | 被害者支援 | 犯罪被害者や家族などに対する支援体制づくりを、民間団体と連携して進めるとともに、県民の理解を促進します。 | 警察本部 生活環境部 | | | |
| ⑭ | | | ○ | 消費者被害 | 消費者被害を未然に防止するため、最新の消費者被害情報を収集・提供します。 | 生活環境部 | | | |
| ⑮ | | | ○ | 消費者教育 | 若者や高齢者など各世代に対応した消費者教育を推進します。 | 生活環境部 | | | |
| ⑯ | | | ○ | 不法取引・表示 | 関係機関と情報の共有化を図るとともに、法令に違反した取引や表示を行った事業者に対する指導や取締りを強化します。 | 生活環境部 知事直轄 | | | |
| ⑰ | | | ○ | 相談体制 | 消費生活センター等における相談体制の充実強化に努めるとともに、消費生活相談員の資質の向上を図ります。 | 生活環境部 | | | |
| ⑱ | | | ○ | 食の安全・安心 | 安全・安心な食品を供給するためHACCPシステムの導入や農業生産工程管理(GAP)の普及を促進します。 | 保健福祉部 農林水産部 | | | |

| 政策 | 施策 | 主な取組 | | | | | | |
|--|---|-------------------|----|-----|----|--|---|-------|
| | | No. | 新規 | 拡充等 | 継続 | 取組内容 | 担当部局 | |
| 3 安全・安心な暮らしが確保された社会づくり (前ページの続き) | (前ページの続き) (3) 犯罪に強い社会づくりと消費施策の充実 | 19 | | | ○ | 食の安全・安心 食品営業施設等に対する監視指導などにより、生産・流通・消費に至る各段階での安全対策を強化します。 | 保健福祉部 農林水産部 | |
| | | 20 | | | ○ | 食の安全・安心 食品等の試験検査体制を充実強化するとともに、検査の実施状況等を迅速に消費者や生産者に公表し、安心確保を図ります。 | 保健福祉部 | |
| | | 21 | | | ○ | 食の安全・安心 消費者、生産者、食品業者及び行政の相互理解を図るため、食の安全に関するリスクコミュニケーションを推進します。 | 保健福祉部 | |
| | | 22 | ○ | | | 二セ電話詐欺 二セ電話詐欺被疑者の検挙に努めるとともに、自治体や企業、団体等と連携した広報啓発を実施し、二セ電話詐欺総合対策の推進に努めます。 | 警察本部 | |
| | (4) 交通安全対策の強化 | 1 | | | ○ | 指導・取締り 交通事故抑止に資する交通指導取締りを推進します。 | 警察本部 | |
| | | 2 | | | ○ | 安全・通路 通学路等の交通危険箇所の改修など自動車や自転車、歩行者が安全に通行ができるよう、効果的、集中的に道路整備を進めます。 | 土木部 | |
| | | 3 | | | ○ | 標識・信号 信号機の新設・高度化や、見やすく分かりやすい道路標識の設置など交通安全施設の整備や安全な道づくりを推進します。 | 警察本部 | |
| | | 4 | | | ○ | 普及・啓発 関係団体と連携・協力し、交通安全意識の啓発に努めるとともに、年齢層に応じた交通安全教育を推進します。特に、高齢者の交通死亡事故が多いことから、高齢者に対する安全行動の啓発を図ります。 | 生活環境部 警察本部 | |
| | | 5 | | | ○ | 相談体制 交通事故相談員の資質向上を図るなど、交通事故相談所における相談業務の充実に努めます。 | 生活環境部 | |
| | | 6 | ○ | | | 事故件数 死亡事故だけでなく、軽傷事故も含めた事故件数の減少に向けた対策を実施します。 | 警察本部 | |
| | 4 人と自然が共生する持続可能な環境づくり [政策の目指す将来像] ○ ○ ○ ○ | (1) 地球温暖化対策の推進 | 1 | | | ○ | 省エネ・温室効果ガス 企業の省エネルギー対策や環境マネジメントの導入を促進し、事業所部門における温室効果ガス排出量の削減を図ります。 | 生活環境部 |
| | | | 2 | | | ○ | 省エネ・エコライフ 職場や家庭における省エネや節電の取り組みを、県民運動「いばらきエコスタイル」として広く普及啓発することにより、環境に配慮したライフスタイルの定着を図ります。 | 生活環境部 |
| 3 | | | | | ○ | 普及・啓発 環境教育を担う人材の育成と年齢層に応じた環境学習機会の拡充を図ります。 | 生活環境部 | |
| 4 | | | | | ○ | 住宅 住宅における省エネルギー対策や太陽光発電等の再生可能エネルギー利用を促進し、環境に配慮した住まいづくりを推進します。 | 生活環境部 土木部 | |
| 5 | | | | | ○ | 交通・低炭素 次世代自動車の普及促進やエコドライブの啓発、モーダルシフトの促進、交通渋滞対策など、自動車からの二酸化炭素排出量の削減対策を推進します。 | 生活環境部 土木部 警察本部 | |
| 6 | | | | | ○ | エネルギー政策 エネルギー利用の効率化と再生可能エネルギーの導入促進、水素社会の実現に努めます。 | 企画部 土木部 | |
| 7 | | | | | ○ | 再生可能エネルギー 地域に根ざした再生可能エネルギーの導入を促進します。 | 企画部 生活環境部 農林水産部 商工労働部 | |
| 8 | | | | | ○ | 技術開発 県内の優れた知的資源の集積を活かしたエネルギー関連技術の研究開発を促進します。 | 企画部 生活環境部 農林水産部 商工労働部 | |
| 9 | | | | | ○ | 森林 森林の二酸化炭素吸収機能の向上を図るため、森林整備と木材の利用を推進します。 | 農林水産部 | |
| 10 | | | | | ○ | 温室効果ガス 企業等に対して温室効果ガスであるフロン類の適正な回収・処理を周知徹底し、大気への排出抑制を図ります。 | 生活環境部 | |
| 11 | | | | | ○ | 低炭素 コンパクトな都市づくりや公共交通の利用促進、再生可能エネルギーの活用などにより低炭素なまちづくりを推進します。 | 企画部 農林水産部 土木部 | |
| 12 | | | | | ○ | 省エネ・県有施設 県有施設における省エネルギー対策を推進するとともに、太陽光発電や風力発電、小水力発電など再生可能エネルギーや次世代自動車の率先導入に努めます。 | 全部局 | |

| 政 策 | 施 策 | 主な取組 | | | | | | |
|---|-------------------------------|------|--------|-------------|--------|---|---|-----------------------|
| | | No. | 新 規 | 拡 充 等 | 継 続 | 取 組 内 容 | 担 当 部局庁 | |
| (前ページの続き) 4 人と自然が共生する持続可能な環境づくり | (2) 資源を活かす循環型社会づくり | ① | | ○ | | リサイクル | 県民、事業者及び行政が、それぞれの役割分担のもと、連携・協力しながら、廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用、適正処分などを推進することにより、天然資源の消費を抑制し、社会全体への環境負荷の低減を図ります。 | 生活環境部 土木部 |
| | | ② | | | ○ | リサイクル | 林業や木材産業で発生する樹皮や端材、畜産で発生する家畜排せつ物など、未利用バイオマスの有効活用を促進します。 | 農林水産部 |
| | | ③ | | ○ | | 不法投棄 | 産業廃棄物の不法投棄等を未然に防止するため、監視・通報体制を強化するとともに、不法投棄等の拡大防止・早期解決を図るため、指導や処分、取締りを徹底します。 | 生活環境部 警察本部 |
| | | ④ | | ○ | | 不法投棄 | 不法投棄された廃棄物の周辺環境への影響の把握に努め、周辺住民の不安の解消を図ります。 | 生活環境部 警察本部 |
| | (3) 霞ヶ浦・涸沼など湖沼環境の保全と活用 | ① | | | ○ | 水質保全 | 市民、研究者、企業、行政のパートナーシップのもと、調査研究・技術開発、環境学習、市民活動など地域一体となった水質保全活動を促進します。 | 生活環境部 |
| | | ② | | | ○ | 水質保全 | 生活排水による汚濁負荷を削減するため、下水道及び農業集落排水施設の整備を図るとともに、処理施設への接続を促進するほか、高度処理型浄化槽の設置を促進します。 | 生活環境部 農林水産部 土木部 |
| | | ③ | | | ○ | 水質保全 | 工場・事業場に対し排水基準を遵守するよう適切に指導します。 | 生活環境部 農林水産部 土木部 |
| | | ④ | | | ○ | 水質保全 | 農業由来の汚濁負荷を削減するため、家畜排せつ物の適正処理対策を推進します。 | 農林水産部 |
| | | ⑤ | | | ○ | 資源循環型農業 | 耕種農家と畜産農家との連携による堆肥の活用など資源循環型農業を推進します。 | 農林水産部 |
| | | ⑥ | | | ○ | 水質保全 | 霞ヶ浦から直接取水している地域において、かんがい期に既存土地改良施設を活用し、農業排水を農業用水として循環させ、霞ヶ浦への流出負荷を抑制します。 | 農林水産部 |
| | | ⑦ | | ○ | | 生態系・保全 | 霞ヶ浦・涸沼が本来持つ水質浄化機能の回復と生態系の保全を図るため、水生植物帯や砂浜の再生、ウエットランド等の整備を促進します。 | 生活環境部 土木部 農林水産部 |
| | | ⑧ | | | ○ | 生態系・水質 | 霞ヶ浦や千波湖(桜川)の水質改善を図る霞ヶ浦導水事業を促進するとともに、霞ヶ浦では植生等を利用した直接浄化施設の整備や多自然川づくりなどにより、流入河川の水質浄化対策を推進します。 | 生活環境部 企画部 土木部 |
| | | ⑨ | | | ○ | 水源・森林 | 森林の適切な整備・保全により、水源かん養や水質浄化機能の向上を図ります。 | 農林水産部 |
| | | ⑩ | | | ○ | 森林・環境 | 木を植え、育て、伐採し、木材を有効利用する「緑の循環システム」を構築し、健全で豊かな森林の育成を推進します。 | 農林水産部 |
| | | ⑪ | | | ○ | 森林・環境 | 森林の立地条件や機能に応じた適切な施業により、多様な森林整備を推進します。 | 農林水産部 |
| | | ⑫ | | | ○ | 森林・ボランティア | 「県民参加の森づくり運動」を展開し、森林ボランティアや企業等による森林づくりを推進します。 | 農林水産部 |
| | | ⑬ | | | ○ | 森林・県民理解 | 緑化意識の普及と森林環境教育の充実を図り、森林の持つ様々な働きや重要性について、県民の理解を促進します。 | 農林水産部 |
| | | ⑭ | ○ | | | ラムサール | ラムサール条約登録を契機として涸沼の生態系の維持と利用を両立します。 | 生活環境部 |
| | (4) 生活に身近な自然環境の保全・活用 | ① | | | ○ | 大気環境 | 大気環境を保全するため、工場・事業場に対し、ばい煙の排出基準を遵守するよう指導します。 | 生活環境部 |
| | | ② | | | ○ | 排水対策 | 湖沼や河川の水質保全を図るため、家庭や工場・事業場の排水対策を推進します。 | 生活環境部 |
| ③ | | | ○ | | 地盤沈下 | 地盤沈下を防止するため、地下水の取水量削減の指導や水道等への転換などを推進するとともに、地盤沈下の監視観測を行います。 | 企画部 生活環境部 | |
| ④ | | | | ○ | 有害物質 | 有害な化学物質の環境への排出・移動量などを適正管理するために必要な情報を提供し、事業者の管理の改善を促進します。 | 生活環境部 | |
| ⑤ | | | ○ | | 生態系 | 生物多様性の保全と生態系の持続可能な利用に向けて、野生動植物の生息・生育実態の把握と保護を推進します。 | 生活環境部 農林水産部 土木部 | |

| 政 策 | 施 策 | 主な取組 | | | | | | |
|---|--|------|--------|-------------|--------|---------|--|-----------------------|
| | | No. | 新 規 | 拡 充 等 | 継 続 | 取 組 内 容 | 担 当 部 局 庁 | |
| (前ページの続き) 4 人と自然が共生する持続可能な環境づくり | (前ページの続き) (4) 生活に身近な自然環境の保全・活用 | ⑥ | | ○ | | 生態系 | 生態系に影響を与えるおそれのある外来生物の防除を推進します。 | 生活環境部 農林水産部 土木部 |
| | | ⑦ | | | ○ | 景観 | 筑波山や霞ヶ浦などの自然環境や景観の保全の取組を推進します。 | 生活環境部 |
| | | ⑧ | | | ○ | 生態系 | 都市住民等と連携を図り、平地林や里山林などの整備と農地の保全を推進します。 | 農林水産部 |
| | | ⑨ | | ○ | | 河川・海岸 | 自然環境に配慮した河川や海岸の整備を推進し、動植物の生息環境の保全と創出を図ります。 | 土木部 |
| | | ⑩ | | | ○ | 普及・啓発 | 水や緑に親しめる環境づくりと自然環境保全意識の啓発を推進します。 | 生活環境部 農林水産部 土木部 |
| | | ⑪ | ○ | | | 大気環境 | 光化学オキシダントや微小粒子状物質(PM2.5)による健康被害を防ぐため、注意報の発令等の体制の充実を図ります。 | 生活環境部 保健福祉部 |